

# 3 道路部門

## 目 次

3-1	通 則	道-1
3-1-1	一般事項	道-1
3-1-2	関係規則等	道-1
3-2	路線調査	道-1
3-2-1	路線測量	道-1
3-2-1-1	路線測量の目的	道-1
3-2-1-2	踏査・点検	道-1
3-2-1-3	I P 設置測量	道-1
3-2-1-4	中心線測量	道-1
3-2-1-5	仮 B. M. 設置測量	道-1
3-2-1-6	縦断測量	道-2
3-2-1-7	横断測量	道-2
3-2-1-8	平面測量	道-2
3-2-1-9	内 業	道-3
3-2-1-10	提出すべき成果	道-3
3-2-1-11	路線測量材料表	道-3
3-2-2	歩道測量調査	道-4
3-2-2-1	目 的	道-4
3-2-2-2	予測選点及び中心測距	道-4
3-2-2-3	縦断測量	道-4
3-2-2-4	横断測量	道-4
3-2-2-5	平面測量	道-4
3-2-1-6	内 業	道-4
3-2-1-7	提出すべき成果	道-4
3-3	路線測量の点検測量率	道-5
別紙-1		道-6
	平面図の記入方法	道-6
	縦断面図の記入方法	道-6
	横断面図の記入方法	道-6

## 3 道路部門

### 3-1 適用

#### 3-1-1 一般事項

公共測量作業規定第1編総則によるが、道路調査の起終点は道路管理者の認定した道路の起終点とあわせなければならない。

#### 3-1-2 関係規則等

- (1) 道路構造令
- (2) 国土交通省公共測量作業規定
- (3) 道路・河川工事仕様書

### 3-2 路線調査

#### 3-2-1 路線測量

##### 3-2-1-1 (路線測量の目的)

公共測量作業規定第5編応用測量第2章路線測量の第2節(要旨)によるが、計画調査(概略設計、予備設計)により道路中心線が確定したもの、または現場拡幅等の内、比較的容易な条件から計画調査を必要としない箇所について工事が実施できる程度の精密な測量を行うことを目的とする。

##### 3-2-1-2 (踏査・選点)

- (1) 計画調査資料に基づき現地確認を行い、監督職員と打合せを行うものとする。
- (2) 調査区域内における埋蔵文化財保護地等については、計画調査資料により現地確認を行い道路の線形から支障となる場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 伐開は、後続作業に支障のない程度とする。

##### 3-2-1-3 (IP設置測量)

第2章路線測量第3節線形決定による。

##### 3-2-1-4 (中心線測量)

第2章路線測量第4節中心線測量による。

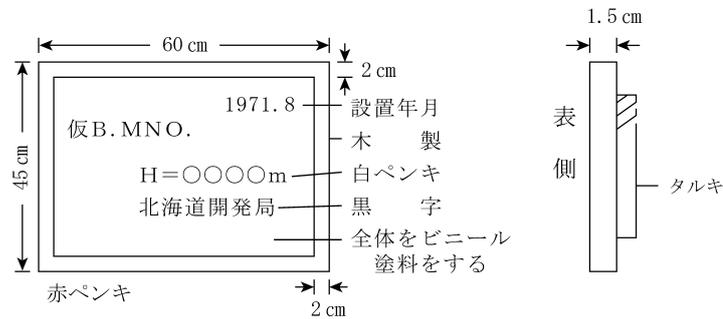
##### 3-2-1-5 (仮B. M. 設置測量)

- (1) 第2章路線測量第5節B. M. 設置測量による。
- (2) 重要構造物等の設置箇所には、とくに、仮B. M.を設ける。

- (3) 仮B. M設置箇所には仮B. M標示板を設置する。

#### 仮B. M標示板

仮B. M標示板



- (4) 仮B. Mは堅固な不動物件、又は $9 \times 9 \times 75$  cmの木又はプラスチックを使用し、標点には丸鋌等を打ち込むものとする。
- (5) 重要構造物の設置箇所には特に仮B. Mを設け、路線の仮B. Mとともにその標高と1連番号を記入した見出標識（木杭 $1.5 \times 60 \times 45$  cm）を設置するものとする。

#### 3-2-1-6 (縦断測量)

第2章路線測量第6節縦断測量による。

#### 3-2-1-7 (横断測量)

- (1) 第2章路線測量第7節横断測量による。
- (2) 測量幅、中止線より、片側30mを基準とし、切盛高の大きな箇所や構造物等については想定される範囲外10mまで測定しなければならない。地形関係上所定の測量を必要としないと思われる場合は、監督職員の承諾を得て縮小することができる。
- (3) 末端見通杭が支障物件等により設置出来ない場合は、設置位置及び方法について監督職員報告する。

#### 3-2-1-8 (平面測量)

- (1) 第3編第2章平板測量によるほか、第5編第2章路線測量第8節詳細測量による。
- (2) 平面測量幅は中心線より、各両側50mを原則として、平板測量で行い、地形、地物を明確に調査し、縮尺 $1/1,000$ 以上の平面図をつくるための測量を行うものとする。
- (3) 支障物件（建物又は工作物等）の位置、形状および土地利用状況は詳細に、かつ、正確に測定しなければならない。

#### (4) 細部調査

##### イ 構造物調査

- (イ) 路線中に含まれる既設構造物は、その形状を調べて、構造物調査図を作成し、また、構造物設置予定箇所については、合理的な計画をたてるために、予定地点の地形の調査を行うものとする。
- (ロ) 橋梁、暗渠等の断面決定のため流路の縦横断調査既往洪水位の調査を行い、計画洪水量と比較検討の資料調査を行うものとする。
- (ハ) 交差する鉄道、軌道の交角、料程、軌条高を調査する。

##### ロ 近接家屋等の調査

(イ) 実測線に接し、家屋連担する（市街地）箇所は、左右、各戸の土台の位置及び高さを測定し、縦断面図に左右、区分し、平面図に出入口を付記して、図示するものとする。

(ロ) 近接する家屋、横断面図にも、その高さ位置を測定し図示するものとする。

#### ハ 土地境界調査

実測線に接する土地の地目、地番、所有者等について既存資料を利用して、写しとる程度とし、後続作業の基礎資料とする。

#### ニ 支障物件調査

支障物件については、物件の種類、構造別に調査する。

#### ホ その他、参考資料調査

とくに指示したもののほか、概ね次の事項について調査し、報告書を作成するものとする。

(イ) 地表面状況（土崩れ、地すべり等）

(ロ) その他計画上参考と成る資料の調査

### 3-2-1-9 （内 業）

(1) 調査図の作成は公共測量作業規定付録4によるほか、別紙-1「調査図の記入方法について」に基づいてとりまとめるものとする。

#### イ 平面図

地形の表現は1m等高線をもって表わすものとし、記載事項の主なものは次のとおりとする。

(イ) 起終点の市町村及び字名

(ロ) 中心線及び起、終点と100mごとの測点

(ハ) 曲線部は、I・P N oほか、第2章路線測量第2節第388条による曲線諸元を各I P付近に記入する。

(ニ) トンネル、橋梁、溝渠、その他主要な構造物の名称延長、幅員。

(ホ) 高圧線、電灯、電話線等の電柱、鉄塔とその番号、方位

(ヘ) 土地の境界、敷地の境界線、地番

#### ロ 縦断面図

(イ) 現況の鉄道、軌道、道路との交点位置と名称

### 3-2-1-10 （提出すべき成果）

公共測量作業規定、第5編第2章第405条運用基準によるほか、平面測量については第編第2章平板測量第8節により成果を提出するものとする。

### 3-2-1-11 （路線測量材料表）

公共測量作業規定、第5編第1章第383条運用基準による。

### 3-2-2 歩道測量調査

#### 3-2-2-1 (目的)

交通安全対策事業などで、片側に歩道を新設する箇所の調査に適用するもので、原則として本線を基準とし、縦横断の関係を十分考慮に入れて、工事が実施できる程度の精密な測量を行うことを目的とする。

作業は路線測量に準ずる。

#### 3-2-2-2 (予測選点及び中心測距)

(イ) 本線の中心線を現地確認し、調査資料に基づき新設する歩道の位置及び基準点について監督職員の指示を受けること。

(ロ) 測点間隔は20mとし補助測点は縦横断面図に地形が変化している箇所、および構造物設置箇所等に設けるものとする。

(ハ) 測距は、路線測量に準ずるものとする。

#### 3-2-2-3 (縦断測量)

3-2-1 路線測量に準ずるものとする。

#### 3-2-2-4 (横断測量)

路線測量に準ずるものとし、測量幅は反対側路肩から歩道造成必要幅に5m程度を加えたところ迄とする。

#### 3-2-2-5 (平面測量)

(イ) 路線測量に準ずるものとする。

(ロ) 既存の平面図に補足して利用する場合は監督職員の指示に従うものとする。

#### 3-2-2-6 (内業)

3-2-1-9 路線測量(内業)に準ずるものとする。

#### 3-2-2-7 (提出すべき成果)

(1) 3-2-1-10 路線測量(提出すべき成果)に準ずるものとする。

(2) 精度管理表の必要な場合は別途指示するものとする。

### 3-3 路線測量の点検測量率

点検測量率は公共測量作業規定第1編総則〈第12条通用基準〉によるほか、次表によるものとする。

測 量 種 別	率
I P 設 置 測 量	基準点測量に準ずる
仮 B M 設 置 測 量	水準測量に準ずる
深 浅 測 量	5 %
用 地 幅 杭 設 置 測 量	5 %

## 別紙－ 1

### 平面図の記入方法

1. 公共測量作業規定 附則・付録 4 によるほか、家屋については以下に分類すること。

分 類

商 店 (商) 工 場 (工)

農 家 (農) 公共建築物 (公)

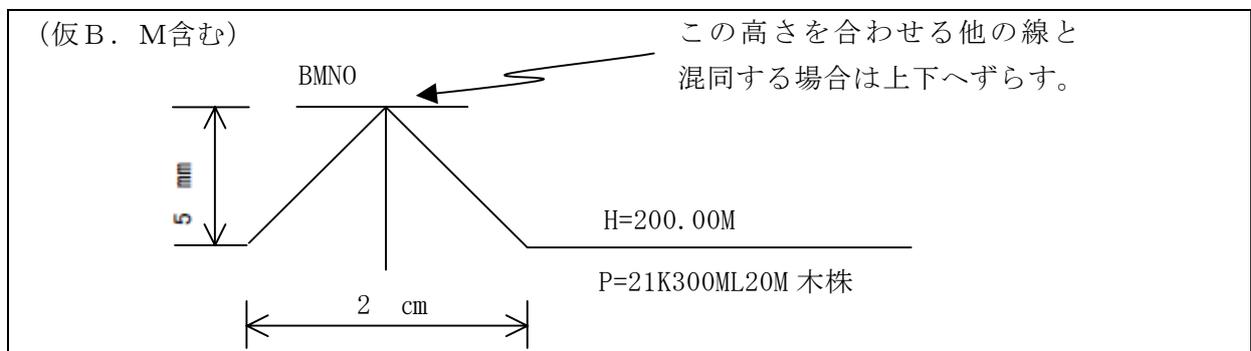
一般の住宅 (住) 公社事務所 (事)

倉 庫 (倉) 物置納屋 (納)

2. 平面図の起点は図に向かって左側に、終点を右側に置く（縦断面図も同じ。）
3. 平面図には方位、B. M（仮 B. M 含む）曲線表を記入する。

### 縦断面図の記入方法

1. 工事の起終点外についても、縦断曲線長影響区間の高さを地盤高欄に記入する。
2. 横断構造物の名称、測点・径を旗上げする。
3. B. M の表示



4. 測点は原則 20m 毎とし、プラス杭は少数以下 1 位を単位とする。

### 横断面図の記入方法

横断面図は下、又は左下を起点とすること。